

常に不利益を與える場合がある、この
場合におけるところのことを考
行つてどうするといふことはないので

の判断によりまして、そこに出席して
行つてどうするといふことはないので

しゆうございますか。
〔賛成と仰る者あり〕

國家地方警察本部
警視廳(國家地方警
察本部総務部長) 柏村 信雄君

昭和二十三年八月二十日印刷

昭和二十三年八月二十一日発行

參議院事務局

印刷者 印刷局

(第二十八部)

(二〇八)

第二回 參議院財政及び金融・労働連合委員会會議録第一号

昭和二十三年五月二十日(木曜日)午後
一時五十八分開會

委員氏名

財政及び金融委員

委員長 黒田 英雄君
理事 渡邊 保平君
理事 伊藤 保平君
理事 木村 昭八郎君
理事 森下 政一君
理事 西川 甚五郎君
理事 山田 佐一君
理事 木内 四郎君
理事 田口 政五郎君
理事 星 一君
理事 石川 準吉君
理事 小林 三郎君
理事 西郷 吉之助君
理事 高橋 龍太郎君
理事 渡邊 甚吉君
理事 川上 嘉君

労働委員

委員長 原 虎一君
理事 堀 末治君
理事 栗山 良夫君
理事 赤松 常子君
理事 千葉 信君
理事 荒井 八郎君
理事 平岡 市三君
理事 紅 眞君
理事 深川 三郎君
理事 川上 嘉君
理事 早川 慎一君
理事 藤井 丙午君
理事 松井 道夫君
理事 岩間 正男君

本日の會議に付した事件
○政府職員の新給與實施に關する法律
案(内閣送付)

〔黒田英雄君假委員長となる〕

○假委員長(黒田英雄君) それではち
よつと申上げます。政府職員の新給與
實施に關する法律案が、昨日財政及び
金融委員会に豫備審査のため付託に相
成つたのであります。この法案は、勞
働委員会と極めて密接な關係があると
思ひますので、連合委員会を開きま
して政府の説明を開き質疑もして頂
かうと存じまして、委員長にも御交
渉申上げた次第であります。連合委員会
におきます委員長は慣例によりま
すれば、議案の付託されておる委員
長の委員長を勤めておるようであ
ります。この度もさういふにして
御異議ございませんでしょうか。

〔異議なしと仰る者あり〕

○假委員長(黒田英雄君) 然らば、私
が委員長を勤めることにいたします。

○委員長(黒田英雄君) これより連合
委員会を開會いたします。本日は政府
職員の新給與實施に關する法律案、こ
れを議題といたしまして御審議を願
ひたいと思ひます。先ず政府より提案理
由の説明を求めます。

○政府委員(藤下政一君) この度本國
會に提出いたしました政府職員の新給
與實施に關する法律案につきまして、
提案の理由を御説明申上げ、各位の御
審議をお願いいたします。

政府は政府職員の待遇改善を饒る官
公職員労働組合の爭議を解決するた
め、先般臨時給與委員會の報告書に基
き、給與水準を二千九百二十圓に引
上げることに、取敢え二千五百圓水
準の暫定給與の内拂いを行うため政府
職員の俸給等に関する法律案を以て本
國會の御審議をお願い、その御賛同を得
た次第であります。而して政府は右の
暫定給與の支給については、各組合と
團體交渉を行なつた上で支給いたす方
針にいたしました。が、遺憾ながら一部
の者を除いて組合側の容易に承諾する
ところとならず、爭議の解決は徒らに
遅延を重ねていたのであります。遂に
去る四月十六日警書の調印を了し、
組合側も二千九百二十圓水準の給與を
現在の給與爭議の最終的解決として受
諾するに至つたのであります。これに
よりまして昨年来半歳以上に及ぶ争
議も漸くここに完全なる妥結を見るに
至りましたことは、國家の現状より見
まして誠に御同慶に堪えないところで
あります。而して政府は右警書に基
きまして直ちに差額を支給すると共に、
他面一切の政府職員組合の参加を得ま
して新給與調整委員會を設置し、二千
九百二十圓水準の給與の配分方法、就
中職階給與の線に副う新給與體系の
具體的方針の協議立案に當つたのであ
ります。右委員會は四月二十日以來數
回上り下り會議を重ね、去る四月二十
七日兩者の意見が完全に一致し、首尾
よく成案を得るに至つたのであります。
政府は右の成案に従ひましてこの法律

案を作成いたしました。ここに本國會へ提出
の運びに至つた次第であります。

次にこの法律案の内容を御説明申上
げます。先に政府職員の新給與に關する
法律、本則におきまして、臨時給與委
員會の報告書に基き二千九百二十圓の
新給與水準及び職階制の精神に副う給
與體系を一月一日に遡及して實施する
こととし、その具體的事項は別に法律
を以て定める旨を規定いたしましたので
あります。この法律は右の規定に基き
定めるものであります。一般の政府
職員に適用されるものであります。こ
の法律は臨時給與委員會の報告書に基
き、いわゆる職階給與制度の實現に一歩
を進み出したものであり、かたが、従
來の我が國の給與制度に對して根本的
な變革を齎すものであります。従つて
これが完全なる實施を確保し、その目
的を達成するため内閣總理大臣所轄の
下に新給與實施本部、地域給與審議會及
び新給與苦情處理委員會の三機關を置
くことといたしました。新給與實施本
部は主として新給與制度に關する總合
調整の機關とし、本部長には内閣官房
長官、次長には大藏省給與局長を以て
これに充てることにいたしました。ま
た、地域審議會は勤務地手當の地區區
分、支給割合等を調査審議するものと
し、職員側及び政府側を代表する同數
の委員を以て組織することにいたして
あります。勤務地手當に關しましては、
生計費が地域別に相當の差がある
現状からいたしまして、從來種々厄介
な問題があつたのであります。今後

はすべて民主的に組織された地域給與
委員會の議を経て、大藏大臣がこれを行
うことになるわけであります。新給與
苦情處理委員會は、新しい給與體系
への移り變りに伴つて生ずることを豫
想される俸給の決定に關する苦情を、
最終的に審査決定する機關とし、職員
側、政府側及び第三者を代表する委員
を以て組織することにいたしました。こ
の制度は我が國においては初め
ての試みのものであります。が、職員
の意に反する不利益な處分に對し、正當
な發言と修正の權利を確保するもので
あります。今後における人事管理に
大きな寄與をなすものと期待して
いる次第であります。

次に、この法律による給與の種類
は、俸給、扶養手當、勤務地手當及び
特殊勤務手當の四種にいたしてありま
す。先ず俸給について御説明いたしま
す。

我が國における從來の俸給制度は、
學歴、資格、勤続年數、生計費等に應
じて漫然定められており、その人の從
事してゐる職務とは必ずしも合理的な
相關關係がなかつたのであります。併
しながら本來職階給與制度において
は、同等の職務に對しては同等の俸給
を與へ、職務に關係のない事項によつ
て俸給に差別が設けられてはならない
といふのが根本の原則であります。従
ひまして、この法律では第十三條にお
いて、各職員の受ける俸給は、その職
務の複雑困難及び責任の度、勤務の強
度、勤務時間、勤務環境その他の勤務

第二十八部

財政及び金融・労働連合委員会會議録第一号 昭和二十三年五月二十日【參議院】

に關する條件に基いたものでなければならぬ」と規定し、新しい給與體系の在り方と考へ方を明らかにしたのであります。

このようにして各職員に受ける俸給が定められてこそ、初めて勤務意欲の向上も、行政能率の發揮も期待し得られるわけであり、この意味におきまして、この法律により從來の我が國における因襲的な俸給制度を一掃いたし、新憲法下における民主的行政機構にふさわしい給與制度への畫期的轉換を行うことになつたのであります。

而して、具體的に、如何に俸給を定めるかと申しますと、先ず職員職務を、その職務内容、責任の輕重、勤務の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤務に關する條件に應じて、これを十五級に分類いたします。その分類の具體的基準は新給與實施本部長が定めることになつております。

次に、十五級に分類せられた職務の各級につきまして、この法律の別表にありますが、一定の俸給の幅を設け、職員はその幅の中のいずれかの俸給を受けることにいたしてあります。勿論、一般の行政官廳と現業官廳等とは、職務の級の分け方、各級における俸給の幅について、自ら別個の取扱ひが必要とされるわけであり、従つて特殊の職務、特殊の職域につきましては、政令で一般の行政官廳とは異なる級の分け方、俸給の幅を定め得ることとした。右のようにして、一應各職員の職務の級に應ずる俸給が定まるわけであり、各職員の現に受けている俸給の額がその者の職務の級に應ずる俸給の幅の最高を越えるような場合には、特に極端な

場合を除いて、當分の間、その現俸給の額を認めて行く方針にしております。尚、現行の年齢による最低保障給も、第二十七條の規定により臨時給與委員會の第一報告書の定めるところによつてこれを改訂することにいたしてあります。扶養手当は、暫定給與の場合における暫定扶養手当と同様、扶養親族一人につき二百二十五圓であり、その支給方法はすべて従前通りであります。勤務地手当はその地區區分、支給割合等すべて大蔵大臣がこれを決定して來たのであります。前に述べましたように、新たに地域給審議會を設け、この審議會の議を経て大蔵大臣がこれを行うことにいたしました。

特殊勤務手当につきましては、從來必ずしも明確な法令の根據を持たない種々雑多な手當が存在し、給與體形の混亂を來してゐたのであります。この法律施行に際しては、これらを整理いたしまして、俸給を以て處理し得るものはでき得る限り俸給に取入れることとし、今後における特殊勤務手当は、正常の職務以外の特殊勤務でその勤務に對する報酬について特別の考慮を必要とする場合に限り、これを認めて行くことにいたしました。その細目については、この法律に基く政令を以て定めることにいたしてあります。

最後にこの法律による給與と、すでに支給済みになつてゐる二千五百圓水準の給與との差額は、この法律案が御賛成を得て公布されましたならば速かにこれを支給すべく準備を進めてゐる次第であります。

次にこの法律案を實施するに必要な豫算額は、一月乃至三月分につきましては、昭和二十二年一般會計豫算補

正第十五號及び特別會計豫算補正特第十號に四、五月分につきましては、それぞれ豫定豫算に計上いたし、すでに御承認を頂いた通りであります。

この法律案は、先に本國會の御賛同を得ました政府職員の俸給等に關する法律の委任に基いて作られたものである。又その内容についても、すでに組合側と概ね意見の一致を見られます。關係上、本國會におかれても、成るべく速かに御審議の上、御賛同あらんことを希望いたします。

○委員長(黒田英雄君) 引續き御質疑をお願ひする等政府側とも交渉をしておつたのであります。政府委員の方では只今止むを得ない差支えでちよつと出られないというやうな状況であるのであります。つきましては内容についていろいろ詳しいこと、或いは組合側との交渉の點についても、詳細な説明を聞いて審議を進めることが適當ではないかと思ひますので、本日はこの程度にいたしまして、明日一時から引續き御審議を願ふことにいたしましたと思ひます。

○委員長(黒田英雄君) それでは本日はこれにて散會いたします。

午後二時十五分散會
出席者は左の通り。
財政及び金融委員
委員長 黒田 英雄君
理事 波多野 鼎君
伊藤 保平君
委員 玉屋 喜章君
松島 喜作君
山田 佐一君

労働委員
委員長 原 虎一君
理事 堀 末治君
栗山 良夫君
天田 勝正君
山田 節男君
平岡 市三君
紅露 みつ君
奥 むねお君
竹下 聖次君
早川 慎一君
堀井 伊介君
櫻積真六郎君
岩間 正男君

政府委員
大藏政務次官 森下 政一君

委員
木内 四郎君
田口政五郎君
星 一君
小林米三郎君
小宮山常吉君
西郷吉之助君
高瀬莊太郎君
高橋龍太郎君
中西 功君